

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(日曜日、休日に逢ふときは、その翌日発行)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 国土調査の実施
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- ◇教委告示 教育委員会の招集
- ◇公 告 昭和五十年鳥取県保母試験の実施
- 採石業務管理者試験の合格者

## 規 則

鳥取県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年六月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第四十号

鳥取県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県みつばち転飼条例施行規則(昭和四十八年三月鳥取県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号(第2条関係)」に改める。  
様式第二号中「様式第二号」を「様式第二号(第2条関係)」に改める。  
様式第三号を次のように改める。

様式第3号(第3条関係)

住所		年 号		みつぱち転飼許可証	
転飼の場所		ほう群数		氏名又は名称及び 代表者氏名	
転飼の期間		その他の条件		年 月 日	
職 氏 名		調 査 地 域		調 査 期 間	
調 査 成 果		調 査 地 域		調 査 期 間	

様式第四号中「様式第4号」を「様式第4号(第4条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百四十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第五条第一項の規定に基づき、国土調査を実施するので、同法第七条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年六月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 国土調査として指定された年月日

昭和五十年六月七日

二 調査を実施する者の名称

鳥取県

三 調査地域

建設大臣刊行の縮尺五万分の一地形図「鳥取北部」及び「鳥取南部」に係る地域

四 調査期間

昭和五十年六月二十一日から昭和五十一年三月三十一日まで

五 調査成果

次の地図(縮尺五万分の一)及び簿冊

地形分類図

表層地質図

土壌図

傾斜区分図

水系谷密度図

開発規制図

土地利用現況図

鳥取県告示第五百四十九号

昭和五十年五月七日付で大栄町から申請のあつた土地改良(亀谷地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年六月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年六月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(篠坂地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年六月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年六月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百五十一号

昭和五十年五月二十三日付で西伯郡会見町田住三九一番地赤井徳隆ほか二十人の者から申請のあつた会見町田住地区の換地計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年六月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年六月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることな

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十年六月二十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顯

- 一 日時 昭和五十年六月二十六日 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員長室
- 三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について  
(2) その他

公 告

児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第2項の規定により、昭和50年鳥取県保母試験を次のとおり実施する。

昭和50年6月20日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 1 試験期日

##### (1) 筆記試験

昭和50年8月2日(土曜日)及び8月3日(日曜日)

##### (2) 実地試験

昭和50年8月4日(月曜日)、8月5日(火曜日)又は8月6日(

水曜日)のいずれかの日とし、受験者が受験すべき日は、受験票交付の際指定する。

#### 2 試験の日時割

月 日	試 験 科 目	時 間
8月2日	児童心理学及び精神衛生	9時10分～10時40分
	児童福祉事業概論	10時50分～12時20分
	看護学及び実習	13時00分～14時30分
8月3日	保育理論	14時40分～16時10分
	保健衛生学及び生理学	9時10分～10時40分
	社会福祉事業一般	10時50分～12時20分
8月4日	栄養学及び実習	13時00分～14時30分
	保育実習(学科)	14時40分～15時25分
	保育実習(作文)	15時30分～16時30分
8月5日	保育実習(実地)	9時10分～16時00分
8月6日		

3 試験場所

- (1) 筆記試験  
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
- (2) 実地試験  
倉吉市大平町 鳥取県立保育専門学校

4 受験申請書の提出期間

昭和50年7月5日(土曜日)から昭和50年7月15日(火曜日)まで(郵送の場合は、7月15日までの消印のあるものに限って受け付けることとする。)

5 受験手続

- (1) 保母試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。
    - ア 保母試験受験申請書
    - イ 住民票の写し
    - ウ 受験資格を証明する書類
    - エ 写真(受験申請前6ヶ月以内に撮影した名刺判正面上半身のものとし、裏面に氏名を明記すること。)
    - オ 履歴書
  - (2) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第41条の2第1項又は第2項の規定により試験科目の一部について免除を受けようとする者は、(1)に掲げる書類のほかに、保母試験受験科目免除願いを提出すること。
- なお、他の都道府県で一部科目に合格している場合はその都道府県の合格証明書を、厚生大臣の指定する学校又は施設においてその指定する科目を専修した場合は当該学校又は施設の長の発行した専修証明書を添付すること。

6 受験手数料及び納付方法

- (1) 受験手数料 1,000円
- (2) (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を保母試験受験申請書の所定欄にはりつけること。この場合、消印をしないこと。
- (3) 既納の手数料は、返還しない。

昭和50年6月1日(日)に実施した採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和50年6月20日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

受験番号	氏名	受験番号	氏名	受験番号	氏名	受験番号	氏名
5	森岡 一男	7	岡田 義則	8	岡本 明	9	山田 文人
18	中田 安	17	熊谷 操	18	池田 一郎	20	福田 倫久
24	福本 操	26	圓月 港	28	長石 貞夫	30	長石 健一
34	山根毅善繁	40	宇津宮 薫	41	宇津宮和夫	42	宇津宮 茂
46	河村 博	48	中嶋 瓊	51	野津 一成	52	森 光彦
54	永岡 仁司	62	足場 修身	63	勝部 順	64	中上 武男
68	渡辺 政幸	77	吉持 忠夫	78	永本 賢治	80	花岡 昭治
90	半田 信勝	102	藤野 敏	103	藤野 勅	105	居川猛太郎
107	中村 純久	108	木村 靖博	110	清水 正人	113	鶴谷 博保
114	津沢 昌伸	116	米沢 明美	118	谷口 幸人	119	加藤 公弘
121	山川 博子	122	滝田 忠弘	123	渡辺 清雄	124	青砥 只吉
125	佐藤 静男	126	佐藤 幸隆				